

広島県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三十五号

広島県手数料条例の一部を改正する条例

広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。
別表温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号。以下この項において「法」という。）の
項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十三条第一項」を「第十五条第一項
」に、「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同表租税特別措置法（昭和三十
二年法律第二十六号。以下この項において「法」という。）の項中「第三十一条の第二
項第十一号ハ若しくは第六十二条の三第四項第十一号ハ」を「第三十一条の第二項第十
五号ハ若しくは第六十二条の三第四項第十五号ハ」に、「第三十一条の第二項第十二号
ニ若しくは第六十二条の三第四項第十二号ニ」を「第三十一条の第二項第十六号ニ若し
くは第六十二条の三第四項第十六号ニ」に、「第二十条の二第七項又は第三十八条の四第
十七項」を「第二十条の二第十三項又は第三十八条の四第二十二項」に、「第三十九条の
第七十項」を「第三十九条の七第九項」に、「第三十九条の七第十二項」を「第三十九
条の七第十一項」に、「第十八条の五第十項又は第三十八条の五第八項」を「第十九条第十
一項又は第三十八条の五第九項」に、「第十八条の五第十一項第四号又は第三十八条の五
第九項第四号」を「第十九条第十二項第四号又は第三十八条の五第十項第四号」に改め、
同表薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号。以下この項において「法」という。）の項
中「の規定による医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業」を「（令第五十五
条の規定により準用する場合を含む。）の規定による医薬品、医薬部外品、化粧品若しく
は医療機器の製造業又は医療機器の修理業」に、「製造業の許可証の書換え交付手数料」
を「製造業等の許可証の書換え交付手数料」に、「製造業の許可証の再交付手数料」を「
製造業等の許可証の再交付手数料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表租税特別措置法（昭和三十二年法律
第二十六号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定は都市再生特別措置法

等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十九号）附則第一条に規定する政令で定める日から、同表温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定は温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十一号）附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。